産業競争力強化法に基づく革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る

指定金融機関等の指定の申請に係る要領

２０２１年７月

経済産業省

１．指定申請に必要な書類

＜指定申請書＞

1. 指定金融機関等の指定に係る申請書（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第１４条の１７第１項関係）

＜添付書類＞

1. 定款及び登記事項証明書（同項第１号関係）
2. 申請に係る意思の決定を証する書面（同項第２号関係）
3. 役員の氏名及び略歴を記載した書面（同項第３号関係）
4. 法第二十一条の六第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（免許等）を受けている場合にあっては、当該免許等を証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面（同項第４号関係）
5. 指定申請者が法第二十一条の六第四項各号に該当しない旨を誓約する書面（同項第５号関係）
6. 役員等が法第二十一条の六第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員等が誓約する書面（同項第６号関係）
7. 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る業務規定（同法第１４条の１８関係）【別添１参照】

２．提出先

　以下のメールアドレス宛に、前記１．(1)の指定申請書及び前記１．(2)から(8)をご提出ください。

|  |
| --- |
| 【認定申請先及び問い合わせ先】〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号　経済産業省　イノベーション・環境局　イノベーション創出新事業推進課電話：０３－３５０１－１６２８メール：bzl-venture\_saimuhoshou@meti.go.jp |

革新的技術研究成果活用事業活動支援業務規程

(ひな形)

第１章　趣旨

（趣旨）

第１条　本規程は、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号。その後の改正を含む。以下「法」という。）第２１条の６第２項の規定に基づき、法第２１条の６第１項に規定する革新的技術研究成果活用事業活動支援業務（以下単に「革新的技術研究成果活用事業活動支援業務」という。）を適正かつ確実に実施するための体制、方法、その他革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適切かつ円滑な実施に必要な事項を定めるものである。

第２章　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制に関する事項

（統括部署）

第２条　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を統括する部署（以下「統括部署」という。）を、○○（本店等）に置く。

２　統括部署は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適切かつ円滑な実施のための総合調整、企画・立案及び監督を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）との間で必要な連絡調整を行う。

（人員体制）

第３条　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の統括部署に革新的技術研究成果活用事業活動支援業務責任管理者（以下「管理者」という。）を置く。

２　管理者は統括部署の○○（例：部長、次長など）以上の者とする。

３　管理者は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を統括し、実施部店（革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を実施する部店をいう。以下同じ。）の監督を行うとともに、経済産業大臣への報告、届出等を行う。

第４条　実施部店には革新的技術研究成果活用事業活動支援業務主任者（以下「主任者」という。）を置く。

２　主任者は実施部店の○○（例：部店長、事務所長など）以上の者とする。

３　主任者は、実施部店における革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を統括し、管理者への報告、調整を行う。

（監査体制）

第５条　○○部（例：監査部）は、統括部署及び実施部店における革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の妥当性、適切性等について、検証及び評価を行う。

（業務を行う地域）

第６条　○○（例：全ての都道府県、○○県など）において、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を実施する。

（相談窓口の設置）

第７条　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る相談窓口を、実施部店に設置する。

第３章　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施方法に関する事項

（業務の種類）

第８条　認定実施者（認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者（法第２１条の３第１項の認定を受けた者をいう。）が、認定計画（法第２１条の３条第２項に規定する認定革新的技術研究成果活用事業活動計画をいう。以下同じ。）に従って革新的技術研究成果活用事業活動を実施するための資金の貸付け又は社債の引受け（以下単に「貸付け又は社債の引受け」という。）に係る業務及びこれに附帯する業務を実施する。

（資金の使途、確認）

第９条　認定実施者の認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に必要な資金を対象として、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を実施する。

２　使途の確認は、原則として革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る全ての資金について行うこととし、併せて旧債振替になっていないことを確認する。

３　資金の使途について確認が可能になったときは、認定実施者から事業完了報告書の提出を受け、遅滞なく使途の確認を行う。

４　使途の確認は、原則として現地における実地確認（設備資金の場合に限る。）及び証憑書類の照合等により行う。

５　前項において照合を行った証憑書類のうち、必要と認めたものについては、その写を徴する。

６　使途の確認を行ったときは、速やかに、第３項の事業完了報告書及び前項の証憑書類を添えて、管理者に報告する。

（審査の方法）

第１０条　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行うにあたっては、認定実施者の事業内容、財務状況、資金使途、返済財源等を適切に把握し、適切な審査を行う。

（貸付けに関する事項）

第１１条　貸付等は、次の各号に定めるところにより行う。

一　貸付けの方法

証書貸付を原則とする。

二　利率

一般の金融情勢に応じ、利率を定める。

三　償還期限

償還期限は、原則３年以上とする。

四　償還の方法

割賦償還または一括償還の方法による。償還にあっては、据置期間を設けることができる。

五　担保・保証

必要に応じて、担保及び保証人を徴するものとする。

六　認定取消時の繰上弁済

法第２１条の４第２項若しくは第３項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、当該認定計画に基づき貸付けた資金について当該認定計画にかかる事業者に対して繰上弁済を求める（とともに、繰上弁済補償金（その計算方法等は別途定める。）を徴収するものとする。）

（社債の取得）

第１２条　社債の取得は、次の各号に定めるところにより行う。（注：実施する業務の種類に応じて規定）

　一　社債の取得の方法

　　応募その他の方法による取得の方法による。

二　利回り

　一般の金融情勢に応じ、適正な利回りにて社債を取得する。

三　償還期限

第十一条第三号の規定に準じる。

四　担保・保証

必要に応じて、担保及び保証人を徴するものとする。

五　認定取消時の繰上弁済

法第２１条の４第２項若しくは第３項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、当該認定計画に基づき引き受けた社債について当該認定計画にかかる事業者に対して繰上弁済を求めるとともに、繰上弁済補償金（その計算方法等は別途定める。）を徴収するものとする。

（貸付債権の譲受け）

第１３条　貸付債権の譲受けは、次の各号に定めるところにより行う。（注：実施する業務の種類に応じて規定）

一　貸付債権の譲受けの方法

貸付債権を譲受ける場合には、原則としてこれに付随する権利義務を併せて譲受ける。

貸付債権の譲受け後、必要と認めるときは、次号から第四号までに規定するところに従い、利率、償還期限及び方法並びに担保等の貸し付け条件を変更することができる。

二　利回り

　一般の金融情勢に応じ、適正な利回りにて社債を取得する。

三　償還期限

第十一条第三号の規定に準じる。

四　担保・保証

必要に応じて、担保及び保証人を徴するものとする。

五　認定取消時の繰上弁済

法第２１条の４第２項若しくは第３項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、当該認定計画に基づき譲受けた貸付債権について当該認定計画にかかる事業者に対して繰上弁済を求めるとともに、繰上弁済補償金（その計算方法等は別途定める。）を徴収するものとする。

（重複利用防止策）

第１４条　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施にあたっては、認定実施者から、同一の認定計画に係る指定金融機関等からの革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の利用額を合計して、中小機構による債務保証の限度額の範囲内で革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を利用している旨の確認書を徴求することとする。

（業務の委託）

第１５条　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施にあたっては、他の金融機関等に対し、その業務の一部を委託することができる。

1. 中小機構から受ける信用供与の内容に関する事項

第１６条　第８条に規定する革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を実施するため、中小機構と締結した協定に基づき信用供与を受け、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適切かつ円滑な実施を行う。

２　中小機構による信用供与に関しては、約定書で定める事項を遵守し、適切に対応する。

1. 債権及び資料の管理に関する事項

（債権の管理・回収方法）

第１７条　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務において取得した債権は、原則として、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を実施した実施部店において管理する。

２　実施部店は、常に革新的技術研究成果活用事業活動支援業務において取得した資産の保全に必要な注意をなし、資産が毀損する可能性のある事実を予見し、又は認知したときは、遅滞なく管理者に報告を行い、適切な措置を講じるものとする。

３　実施部店は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務において取得した債権については、帳簿上他の資産と区分して管理を行うこととする。

（資料の管理）

第１８条　統括部署及び実施部店は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る契約書類、債務者の審査に要した資料その他革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を実施するために要した資料について、適切に管理を行うこととする。

２　前項の資料は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る債務者との取引終了後５年間は保存することとする。